

宮代町告示第183号

宮代町下水道排水設備指定工事店規則(平成10年宮代町規則第25号)第22条
第1項の規定により、次のものの同規則第9条第2項第3号及び第4号の届出を受理するもの
とする。

令和8年9月15日

宮代町下水道事業
宮代町長 新井康之



1 宮代町下水道排水設備指定工事店の名称及び所在地の変更

指定番号	第142号	名称	変更前) 有限会社長谷川設備工業 変更後) 有限会社HASEGAWA
		所在地	変更前) さいたま市西区大字西遊馬902番地1 変更後) さいたま市西区西大宮一丁目32番地2

宮代町下水道排水設備指定工事店証

1 指 定 番 号 第 1 4 2 号

2 商号又は名称 有限会社 HASEGAWA

3 営業所等所在地 埼玉県さいたま市西区西大宮一丁目3番地2

4 代 表 者 氏 名 長谷川 雅史

5 指定有効期間 令和 8年 9月15日から
 令和11年 3月31日まで

宮代町下水道排水設備指定工事店規則第7条第1項の規定により、宮代町下水道排水設備指定工事店として、上記のとおり指定する。

令和8年9月15日

宮代町下水道事業
宮代町長 新井康之

